

目次

G-CV-2nd-★控訴状	2
---------------	---

控訴状兼控訴理由書 G

令和 3 年 3 月 3 日

東京高等裁判所 御中

控訴人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1
今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

職業 農業

被控訴人（被告）

住所(送達場所) 〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318

みなかみ町 同代表者 町長 鬼頭春二 電話 027-862-2111 FAX 027-862-2291

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 1,500 円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 令和元年(ワ)第 300 号 慰謝料請求事件について、令和 3 年 3 月 2 日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第 2 控訴の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 控訴の理由

These judgements are obviously absurd and mad abuse!!!

貴方がたの狂気は、私法発動の大義名分を、私に与えている。

「法治国家の破壊者達よ、観念せよ!」公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪である。

1 虚偽表示無効

原判決は、「よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示している。

しかしながら原審は、後述の通り、無視できない要素を幾つも無視した、狂気の判決である。

当り前の要素を心証だけで否定している。まさに国家権力の横暴である。

要するに、事案解明責任の放棄による、実質的な司法拒絶であり、組織的隠蔽である。

原判決の無効性はあまりにも自明過ぎる

要するに、無視できない要素を無視している。

被告らの予見可能性違反が請求の原因なのだから、その予見可能性の判定は必須である。

然るに、被告には合理的根拠が無い、との①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く、無視している。

①～③の3点から、この判決の手続的無効性や妨害性は、あまりにも自明過ぎる。

つまり、広義の、判例違反、差別、職責違反、手続妨害、であるから無効な判決である。

またこれは後述の通り、憲法遵守義務違反なので、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(憲法 76 条○3)違反である。

第一に、私の訴えを無視している点

裁判とは、紛争の解決の為に、中立機関が、紛争原因に対して、正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すこと、である。

然るに原審は、紛争原因を誤っており(無視)、正当な基準を適用していない(脱漏ないし理由不備)。

しかも無視した要素はいずれも、判決への影響が必至の、基礎事実ないし主要事実である。

このように、「請求の原因」に当る主要要素を無視している点から、「口頭弁論の全趣旨をしん酌」(民訴法 247 条)、に違反している。

第二に、当り前のことを無視している点

当り前のこと(予見可能性)を認めなければ、社会秩序が維持できないから、極めて反社会的である。

第三に、合理的根拠が無い点

予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反であり、手続妨害であり、人権侵害である。

当り前のことを常に無視する不当性

全機関とも、当り前の要素(予見可能性)を無視することによって、職責違反を回避している。

当り前の要素とは、法令、経験則又は論理則、蓋然性、などであり、その不当性は、

第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「お前を認めない」(名誉毀損)、または、「お前を消すぞ」(殺意ないし脅迫)など、公然たる無言の害意の表示としか解釈できず、いずれも実質的に、自決権(憲法 13 条)や生命に対する権利(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害である。

また、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反である。

全ては欺瞞国家の陰謀である

全機関とも、「(私の場合に限り)不当ではない」の旨の虚偽(職責・判例違反、差別)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前のことを認めないことによって皆で犯罪を正当化し、

また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を封じる狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下こそがその総仕上げである。

第4 原判決の瑕疵の摘示

倒錯●被告の予見可能性が無かった旨の判定は無根である●

2 争点1 (不法行為の成否)について(一審判決 12 頁以下数回)

被告の主な不当性は、再三既述の通り、予見可能性に基く結果回避義務違反である。

被告の予見可能性とは、主に以下の1～3であり、いずれも、1以外の全不法行為の前提である。

また、いずれも天文学的に超高度の蓋然性であるから、当り前の、状況証拠である。

更には、警察の組織的隠蔽なのだから、直接証拠など、有ろう筈が無い。無い物ねだり。

当り前の要素(予見可能性)を黙殺することの不当性や手続的無効性は、既述の通りである。

然るに、心証だけで、理由が無く、また、そもそも前提への判定を欠いているので、理由には成り得ない。

また、再三の指摘にも拘らず、被告に認否させないまま、判決から脱漏させたことは、超欺瞞である。

★1 みなかみ町の当事者性(利害関係性) 脱漏

みなかみ町と本件発砲グループは、以下の(1)の(3)いずれかの、特別な利害関係に在ったはずである。

なおこの他に、(4)地元自治体としての、地域住民の安全確保への一般的責任も、当然に有る。

準備書面(1)2頁、準備書面(3)2頁、準備書面(4)2頁、準備書面(5)1頁、準備書面(6)2頁、準備書面(7)1頁、これらの再三の強調が判決に無い欺瞞 **★判例偽装**

(1) 加害(雇用)者責任 脱漏

本件発砲グループの者が、みなかみ町の非常勤職員扱いだった場合や、不法行為3が成立する場合全国的に、猟友会員が、地元自治体の有害鳥獣捕獲駆除隊員となっているケースが多い実態。

本件発砲現場は町内、かつ、本件グループリーダーの高橋和俊は、私の近隣の今井育男の親戚である。

(2) 加害(使用)者責任 脱漏

同隊員でなくとも、町からの駆除依頼により、町が何らかの報酬(出来高報酬を含む)を支給した場合

(3) 権限付与者責任 脱漏

脅迫行為を犯すような不適切な者に、その口実(捕獲許可)を与えた、人選上の過失責任

倒錯●一連の脅迫行為は認められない旨の判定は無根である●

2 ●20150111の本件発砲の違法性● 7つ全て理由不備

★これは当り前の核心であり、社会通念の偽装の象徴であるから、合理的根拠が不可欠である。

準備書面(2)2頁、準備書面(3)1頁、準備書面(5)2頁、準備書面(6)2頁、準備書面(7)1頁、これらの再三の強調が判決に無い欺瞞 **★判例偽装**

★私の無意識下の、直線距離31mの、対面、発砲は、無条件の違法発砲である。

以下の7つの各違法性は誰でも自明過ぎるが故に、そこを敢えて発砲した点は、当然に「お前を撃つぞ」又は「お前を認めない」との無言の威力脅迫の意図の証左である。また、同様事例の統計的希少性は、当り前に、この違法性が公知であることの証明である。然るに警察の、「告知が無かったから脅迫ではない」旨の倒錯だけでは、無言の脅迫を否定する根拠には成り得ないことは誰でも判るから、要するに、7つ全てに理由が無い。したがって、警察の法令(職責)違反であり、組織的隠蔽であることは、誰でも判る。

1★ 狩猟法違反、2★ 殺人未遂罪、3★★ 暴行罪、4★ 侮辱罪、5★★ 自律権の侵害、6★★ 静穏権の侵害、7★★ 脅迫罪

●20150126の通り道の血痕 脱漏

「本件発砲から2週間後に、本件発砲現場から200mの場所で、誰が(ハンターなら残渣放置と承知の上で)、何の為に、通り道まで20mも猪の死骸を持ち出して、解体したのか? また、なぜ間の20mには血痕が無いのか?」 → 「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」

なお、この通り道(村道)沿いは耕作放棄地ばかりなので、実質的に、私しか通らない。

●20150126の通り道の子猪の死骸2匹(甲3-1映像) 脱漏

「本件発砲からわずか二週間後に、かつ、実況見分からわずか2時間後に、本件発砲現場からわずか200mの場所で、誰が、何の為に、通り道まで20mも子猪の死骸を持ち出したのか?」 → 「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」

●20150327の通り道の大猪の毛皮(甲3-1、3-2映像) 脱漏

「本件発砲現場からわずか220mの場所で、本件発砲から三ヶ月近くも放置していた巨大な猪の死骸を、誰が(ハンターなら残渣放置と承知のはずなのに)、何の為に、通り道まで20mもわざわざ持ち出して、捌いたのか?」 → 「この猪のように、お前を撃ち殺すぞ」

巨大な猪の死骸を丸3か月後に捌くのは無意味 → 脅迫としか説明が付かない

●20150221の高橋和俊のつきまとい(甲2-1映像) 脱漏

「本件発砲グループのリーダーが、何の為に(ダムに居た釣り人に用事とのこと)、日没直前の発砲できない時間に、ハンターの恰好で、私の散歩の帰途に、後から、単独で現れ、ダムの400mも手前で車を停めて姿を見せたのか?」 → 「お前を射殺するぞ」

●威嚇発砲(甲20,21号証) 脱漏

20171022-1533(台風の大雨)★A、私の自宅付近で

20171114-1850(暗闇)★B、私の自宅付近で

20191229 -1330~1530★C、散歩中に約90分間に30発(うち8発録音)。多過ぎ。つきまとい。

倒錯●群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽ではなかった旨の判定は無根である●

既述の、誰でも判る、本件発砲の違法性を否認したことは、当り前に、組織的隠蔽の証左である。

警察が、犯罪の訴えを、合理的根拠無く、無視したので、当り前に、法令違(職責)反である。

★本件発砲の違法性もさることながら、こちらの違法の自明性のほうが、更に蓋然性が高い。

4 ●包囲網の实在 (請求の原因である主要事実) ●

脱漏

恣意性一覧表の各事象と総合すれば、包囲網の实在は歴然である。

なお被告にとっては、この点があくまで、後発的に生じた訴訟中の予見可能性である。

裁判所の事案解明として、本件は一部請求なので、この元凶への認定無しには残額請求はできない。

倒錯●私が訴訟中の相手方だから答えない旨の被告の答弁は、重大な人権侵害である●

発砲の特例許可権限の法的根拠を求めたのに毎回無視したことは、そもそも別問題なので、特例許可発砲の影響を日常的に被っている町民に対する説明責任を放棄していると同時に、裁判を受ける権利の侵害なので、意味として極めて重大である。

附属書類 副本 1 通

以上